

令和7年度

八郎潟農業水利事業

水質モニタリング調査業務

現場説明書

東北農政局八郎潟農業水利事業所

1. 一般事項

契約の保証については別紙－1のとおり。

2. 積算体系

本業務の積算体系は、以下のとおりである。

作業内容	積算体系
水質モニタリング計画（案）の補足検討	設計業務
現地調査作業	測量業務

3. 本業務における豪雪補正は計上していない。

4. 作業歩掛等

本業務の作業歩掛については、積算基準によるもののほか、次のとおり計上している。

なお、次に示す歩掛については、妥当性の検証のため実態調査を行うものとする。調査結果は、監督職員が示す様式に取りまとめ提出しなければならない。

(1) 水質モニタリング計画（案）の補足検討

単位：人

作業項目	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
1. 計画準備	1.0	2.0	1.0		
2. 現地踏査	2.0	3.0	3.0	1.0	
3. 水質保全に係る調査・検討	4.0	6.0	6.0	6.0	3.0
4. 学識経験者からの指導・助言	1.0	1.0	2.0		2.0
5. 水質モニタリング計画（案）の補足検討	2.0	2.0	2.0	2.0	
6. 点検取りまとめ	1.0	1.0	1.0	2.0	2.0
合計	11.0	15.0	15.0	11.0	7.0

(2) 現地調査作業

単位：人

作業項目	単位	測量助手	普通作業員	機械経費等
1. 沈砂池の効果検証調査				
採水作業	箇所	0.214	0.214	
流量観測	箇所	0.420	0.420	
水位計設置・撤去	箇所	1.000	2.000	150%
堆積土量測定	回	3.900	1.950	
採土作業	箇所	0.200	0.200	
2. ほ場からの流出特性調査				
採水作業	箇所	0.167	0.167	

※機械経費等は、直接人件費の合計額に対する割合。

5. 測量業務積算条件

安全費率及び精度管理費は計上していない。

6. 本業務の対象とするE1支線排水路沈砂池の設置状況については「別紙－2 E1 沈砂池平面図・縦断図・標準断面図（参考）」に示すとおりである。

7. 業務における積算基地は、仙台市で考えている。

8. 打合せについて

(1) 本業務の打合せ配置人員は次のとおり考えている。

打合せはWEB会議によるため、1回当たり（半日：0.5日）の人件費を計上している。

打合せ	職 種 (人)			備 考
	主任技師	技師A	技師B	
初 回	0.5	0.5		
中 間 (第2回)		0.5	0.5	
中 間 (第3回)		0.5	0.5	
中 間 (第4回)		0.5	0.5	
最終回	0.5	0.5		

(2) 特別仕様書第4－2条に示す事前説明の出席配置人員は次のとおり考えている。

事前説明は半日（0.5日）、移動は往復で1日と考えており、打合せ及び移動に係る基準日額を次のとおり計上している。

打合せ	職 種 (人)		
	主任技師	技師A	技師B
事前説明	1.5		

事前説明の開催場所は、秋田県南秋田郡大潟村を想定している。

移動はライトバン利用による日帰りと考えており、ライトバン経費（損料、燃料費）、高速道路料金（泉IC～琴丘森岳IC）を計上している。

なお、事前説明は、学識経験者3名への個別説明を想定している。

(3) 特別仕様書第4－3条に示す委員会の出席配置人員は次のとおり考えている。

委員会は半日（0.5日）、移動は往復で1日と考えており、打合せ及び移動に係る基準日額を次のとおり計上している。

打合せ	職 種 (人)		
	主任技師	技師A	技師B
委員会出席	1.5		

委員会の開催場所は、秋田県南秋田郡大潟村を想定している。

移動はライトバン利用による日帰りと考えており、ライトバン経費（損料、燃料費）、高速道路料金（泉IC～琴丘森岳IC）を計上している。

また、特別仕様書第3－2条（7）に示す学識経験者に支払う謝金は、一括計上

価格に次のとおり計上している。

大学の職位	時間単価（税抜き）	時間	人数
大学教授級	7,182 円	2 時間	1 名
大学准教授級	5,546 円	2 時間	2 名

9. 現地作業における旅費交通費について

(1) 現地作業は次のとおり計画している。

作業内容	回数	備考
現地踏査	1 回	
水位計設置・撤去	1 回	設置（5 月）、撤去（翌年 3 月）
採水作業（E 1 沈砂池・E 1 取水口）、流量観測	5 回	5 月～9 月（各月 1 回）
堆積土量測定、採土作業	3 回	5 月、9 月、翌年 3 月（各 1 回）
採水作業（E 地区ほ場）	1 回	5 月（代かき期間中を想定）

- ・水位計は、E 1 幹線用水路流末及び E 1 沈砂池上流部に設置する。
- ・採水作業（E 1 沈砂池）と流量観測は、E 1 沈砂池上流部及び下流部で行う。
- ・採水作業（E 1 取水口）は、E 1 取水口付近で行う。
- ・堆積土量測定及び採土作業は、E 1 沈砂池の上流部、中流部及び下流部で行う。
- ・採水作業（E 地区ほ場）は、E 地区内のほ場を対象とし、通常代かきほ場・浅水代かきほ場・G N S S 無落水代かきほ場の代かき方法が異なる 3 ほ場にて行う。

(2) 現地作業は滞在による作業と考えているが、宿泊費及び宿泊手当については当初計上していない。なお、受注者から宿泊情報（例：宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金が記載された領収書）が分かる資料の提出を求め、妥当性を確認の上、調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、設計変更にて計上する。

滞在日数は延べ74日、宿泊エリアは秋田県大潟村を想定している。

〈現地作業における宿泊日数〉

作業内容	職 種					備考 (詳細作業内容)
	主任 技師	技師 A	技師 B	技師 C	測量 助手	
現地踏査	2日	3日	3日	1日		
現地作業（5月）					21日	水位計設置、採水作業(沈砂池・ほ場)、流量観測、堆積土砂測定、採土作業
現地作業（6月）					2日	採水作業(沈砂池)、流量観測
現地作業（7月）					2日	採水作業(沈砂池)、流量観測
現地作業（8月）					2日	採水作業(沈砂池)、流量観測
現地作業（9月）					19日	採水作業(沈砂池)、流量観測、堆積土砂測定、採土作業
現地作業（翌年3月）					19日	水位計撤去、堆積土砂測定、採土作業

- (3) 積算基地から現地までの移動はライトバンで考えており、ライトバン経費（損料、燃料費）、高速道路料金（泉IC～琴丘森岳IC）を計上している。
また、移動に係る基準日額を次のとおり計上している。

作業内容	職 種 (人)				
	主任技師	技師A	技師B	技師C	測量助手
現地踏査	1.0	1.0	1.0	1.0	
現地作業（5月）					1.0
現地作業（6月）					1.0
現地作業（7月）					1.0
現地作業（8月）					1.0
現地作業（9月）					1.0
現地作業（翌年3月）					1.0

10. 開示用成果物について

特別仕様書第5－1条に示す不開示情報の黒塗り等の措置に係る費用として、設計業務技術員0.5人及び電子媒体（CD-R）1枚の費用を直接経費に計上している。

作業にあたっては、監督職員との打合せに基づき、本業務の成果物データ（PDF形式）を元に、PDFファイルの編集機能を用いて、黒塗り等の措置を行うものとする。

提出にあたっては、編集可能な状態で提出するものとする。

なお、不開示情報とは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」における「不開示情報」に該当する情報とする。

11. 本業務の設計業務における電子成果品作成費は「実施設計以外」、測量業務は「測量業務」による経費を見込んでいる。

12. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1) により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより行程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

13. 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者（農林漁家を含む）の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

別紙ー 1

契約の保証について

- (1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類に代えて、業務完了保証人を付することができる。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行秋田支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所 歳入歳出外現金出納官吏 庶務課長 鈴木 智宏」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払い渡しを求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官東北農政局総務部会計課課長補佐（主計）佐藤 淳一」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、政府保管有価証券は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

- (イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局八郎潟農業水利事業所長 佐々木 世界幸」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 か月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者は、業務完了後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局八郎潟農業水利事業所長 佐々木 世界幸」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。（一般競争の場合は、10 分の 3 の金額以上とする。）
- (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局八郎潟農業水利事業所長 佐々木 世界幸」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

- (オ) 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。(一般競争の場合は、10 分の 3 の金額以上とする。)
- (カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1) の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

(3) その他

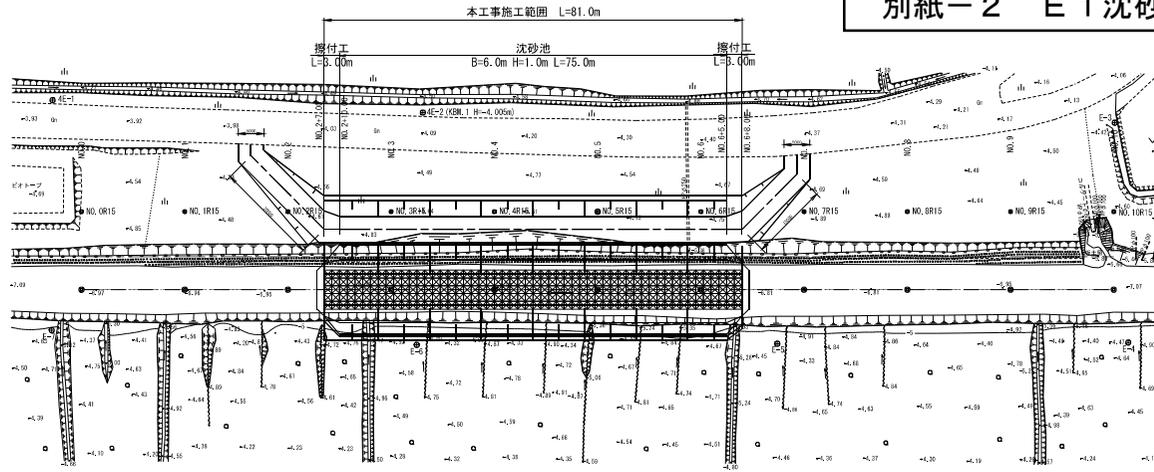
保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等（契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。）の提出又は寄託に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置（以下「電磁的方法による提出」という。）を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス（電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。）上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。）及び認証情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。）を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

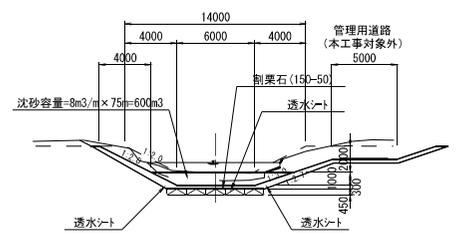
なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。

別紙-2 E1 沈砂池平面図・縦断面図・標準断面図 (参考) 1/2

平面図
S=1:500

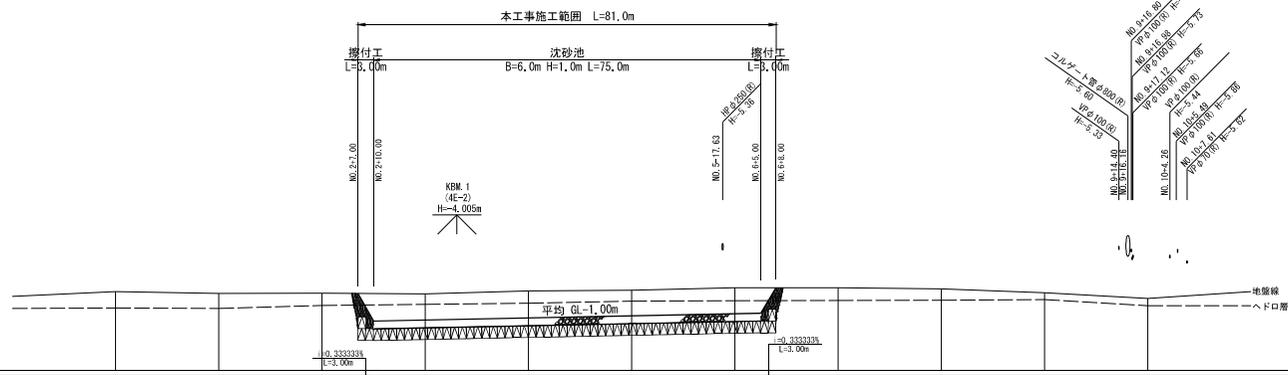
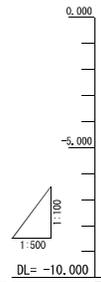


標準断面図
S=1:200



透水シートはポリプロピレン、1850N/5cm以上

縦断面図
H=1:500 V=1:100



計	工事位置	[Diagrammatic representation of the tank layout]													
	水合分配	[Diagrammatic representation of water distribution]													
	水位	[Diagrammatic representation of water level]													
	水深位置			-7.00	-6.00	-6.05	-7.97	-7.90	-7.81	-7.79	-6.70				
観測地盤高		-6.96 (+7.09)	-7.00 (+7.01)	-7.02 (+7.49)	-7.05 (+7.45)	-6.93 (+7.40)	-6.91 (+7.33)	-6.81 (+7.30)	-6.85 (+7.25)	-7.00 (+7.20)	-7.27 (+7.50)				
追加距離	0.00	20.00	40.00	47.00	50.00	60.00	80.00	100.00	120.00	125.00	128.00	140.00	160.00	180.00	200.00
岸距離	0.00	20.00	20.00	7.00	3.00	10.00	20.00	20.00	20.00	5.00	3.00	12.00	20.00	20.00	20.00
測点	NO.0	NO.1	NO.2	+1.00 +10.00	NO.3	NO.4	NO.5	NO.6	+5.00 +5.00	NO.7	NO.8	NO.9	NO.10		
曲線	[Diagrammatic representation of curves]														

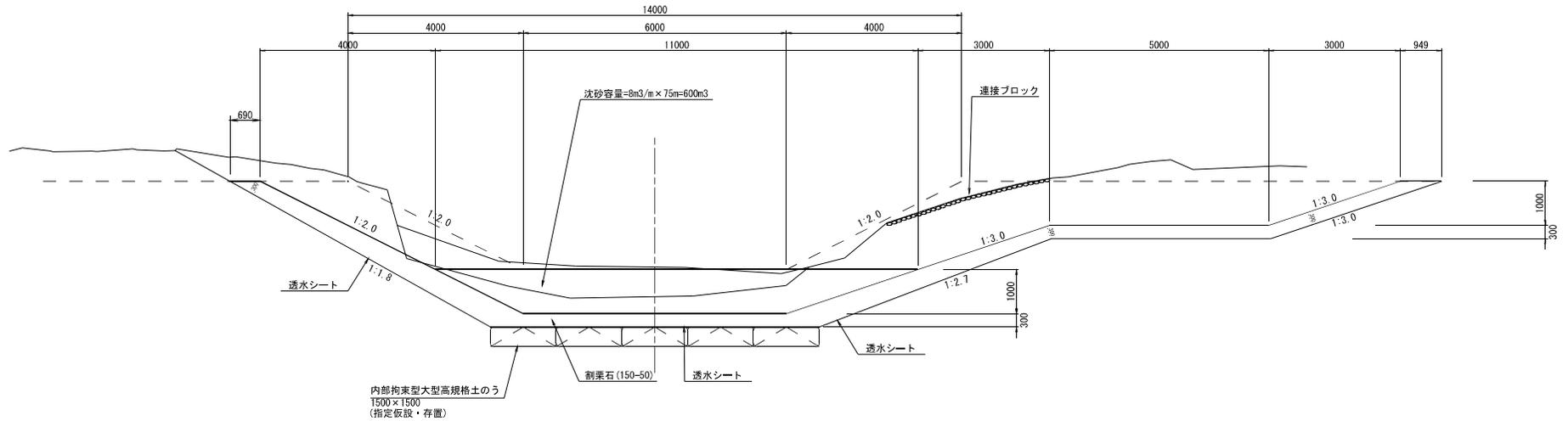
※観測地盤高の()はヘドロ値の高

工 事 名
図 面 名 E1沈砂池 平面縦断面図
作成年月日
縮 尺 図示 図面番号
会 社 名
事業所名 東北農政局 八郎潟農業水利事業所

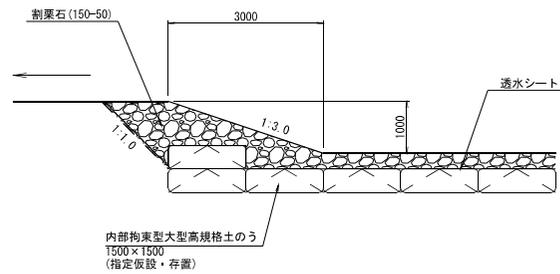
E1沈砂池 標準断面図

断面図

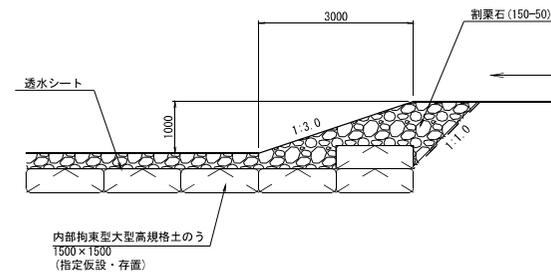
S=1:50



擦付工詳細縦断面図
(下流側)



擦付工詳細縦断面図
(上流側)



※破線は施工当初断面
透水シートはポリプロピレン、1850N/5cm以上

工事名		
図面名	E1沈砂池 標準断面図	
作成年月日		
縮尺	1:50	図面番号
会社名		
事業所名	東北農政局 八郎湖農業水利事業所	